

第1回芦北地域医療構想検討専門部会 次 第

日 時： 平成27年7月27日(月)
19:00～21:00

場 所： 熊本県水俣保健所 2階会議室

1 開 会

2 熊本県水俣保健所長挨拶

3 会長・副会長選出

4 議 事

(1) 地域医療構想について

- ① 地域医療構想策定の必要性について 【資料1】
- ② 地域医療構想の策定内容について 【資料2】
- ③ 地域医療構想策定後の取組について 【資料3】

(2) 今後のスケジュール、進め方等について 【資料4】

(3) 病床機能報告制度について 【資料5】

(4) 2025年の医療機能別必要病床数の推計結果について 【資料6】

(「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」第1次報告)

(5) 厚生労働省提供データに基づく推計結果について

- ① 必要病床数について 【資料7】
- ② 流出入状況について 【資料8】

5 意見交換

6 その他

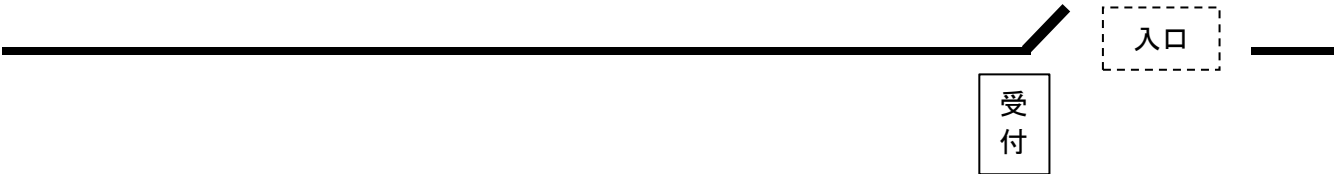
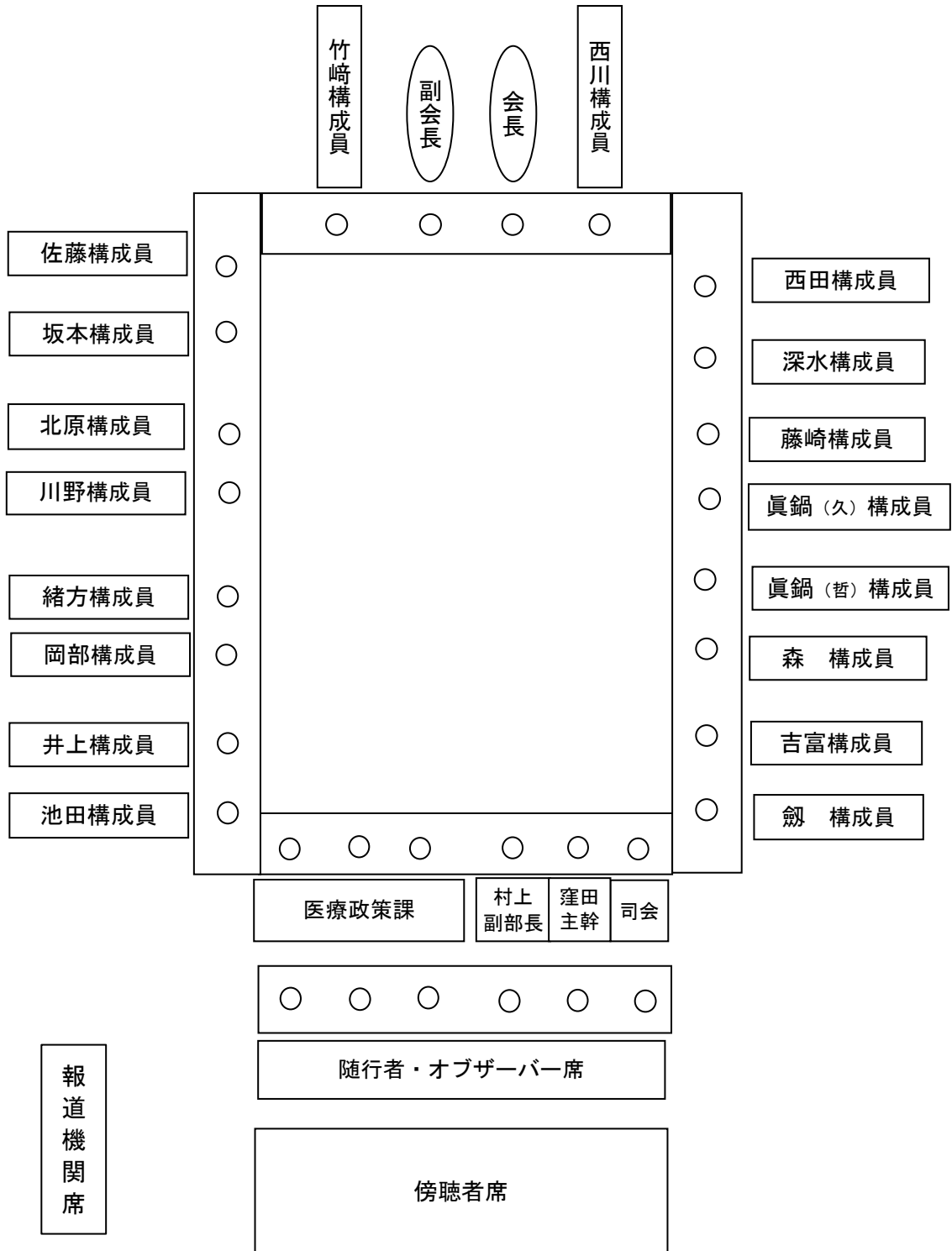
7 閉 会

第1回芦北地域医療構想検討専門部会・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	池田 晃章	診療所代表 (山田クリニック 院長)	出席	
2	井上 吉弘	慢性期を担う医療機関代表 (井上医院 院長)	出席	
3	岡部 明宏	病院代表 (岡部病院 理事長)	出席	
4	緒方 圭治	一般社団法人水俣市芦北郡医師会 会長 (やすらぎ苑 苑長)	出席	
5	川野 照代	公益社団法人熊本県看護協会水俣芦北支部 八代・水俣・芦北・人吉地区理事	出席	
6	北原 陽子	全国健康保険協会熊本支部 企画総務部企画 総務グループ(グループリーダー)	出席	
7	坂本 不出夫	地域医療支援病院 (国保水俣市立総合医療センター病院事業管理者)	出席	
8	佐藤 洋美	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (みずほ病院 理事長)	出席	
9	竹崎 一成	芦北町 町長	代理	(代理)住民生活 課長 一丸喜八郎
10	劔 陽子	水俣保健所 所長	出席	
11	西川 裕	津奈木町 町長	代理	(代理)住民課長 新立啓介
12	西田 弘志	水俣市 市長	代理	(代理)健康高齢 課長 和田恭子
13	深水 良	一般社団法人水俣市芦北郡医師会地域医療 構想担当(深水医院 院長)	出席	
14	藤崎 圭一	水俣芦北郡市歯科医師会 会長 (藤崎歯科医院 院長)	出席	
15	眞鍋 哲郎	一般社団法人熊本県老人保健施設協会 ブ ロック代表(白梅の里 理事長)	出席	
16	眞鍋 久巳	熊本県老人福祉施設協議会 ブロック代表 (白梅の杜 施設長)	出席	
17	森 健一郎	在宅医療を担う医療機関代表(竹本医院 院 長)	出席	
18	吉富 博樹	公益社団法人水俣芦北薬剤師会 水俣芦北支 部長(吉富薬局)	出席	

第1回芦北地域医療構想検討専門部会 配席図



芦北地域医療構想検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第9条の規定に基づき、芦北地域保健医療推進協議会に芦北地域医療構想検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、芦北地域に係る地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) その他の芦北地域に係る地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、部会における意見をまとめて、芦北地域保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、熊本県水俣保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月22日から施行する。